

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では皆様のご要望にお応えするため、検査の新規拡大に努めておりますが、この度、下記項目の検査受託を開始することとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

新規受託項目

- [27104] 便中カルプロテクチン

受託開始日

- 平成29年12月11日(月)



便中カルプロテクチン

持続性の下痢や腹痛などの消化器症状を呈する症例では、潰瘍性大腸炎(UC)とクローン病(CD)などの炎症性腸疾患(IBD)と過敏性腸症候群(IBS)などの機能性腸疾患を鑑別しなければなりません。両疾患の鑑別には大腸内視鏡検査が必要です。さらに炎症性腸疾患は、症状のない寛解期と症状のある活動期を繰り返すため、腸管炎症度などの病態を大腸内視鏡検査により確認する必要があります。しかし、大腸内視鏡検査は侵襲的な検査であり、患者負担が大きいため頻回に検査を行うことが困難です。

カルプロテクチンは、カルシウムおよび亜鉛結合タンパク質で、主に好中球の細胞質に存在し、細胞質内のタンパク質の6割を占めています。炎症性腸疾患では、好中球の管腔への移行に比例して、糞便中のカルプロテクチン濃度が上昇することが知られており、その濃度を測定することによって腸管炎症の状態を把握することが可能になります。便中カルプロテクチンはその安定性から、優れた腸管炎症マーカーであり、検査が非侵襲性であるために内視鏡検査と比べ患者への負担が少ないという特徴があります。また、再燃時にCRPと比べ腸管特異的に上昇することから、患者の病態をより的確に把握することも可能です。

便中カルプロテクチンの測定は既に保険適用となっておりますが、本検査では適用が拡大(慢性的な炎症性腸疾患の診断補助)された新試薬を用いて検査受託を開始致します。

検査要項

項目コード	27104
検査項目名	便中カルプロテクチン
検体量/保存方法	糞便 1g / 凍結(容器番号:33番)
検査方法	FEIA法
基準値	炎症性腸疾患の診断補助の指標 50 mg/kg 以下 潰瘍性大腸炎の病態把握の指標 300 mg/kg 以下
所要日数	4~10日
検査実施料	276点* ([D014]自己抗体検査 [27]カルプロテクチン(糞便))
判断料	144点(免疫学的検査判断料)
備考	<p>*算定留意事項</p> <p>ア カルプロテクチン(糞便)は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定できます。</p> <p>イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として、FEIA法により測定した場合に算定できます。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施して下さい。また、その要旨を診療録および診療報酬明細書の摘要欄に記載して下さい。</p> <p>ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、ELISA法またはFEIA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できます。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由および検査結果を診療録および診療報酬明細書の摘要欄に記載して下さい。</p> <p>エ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助または潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査および区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定できます。</p>

参考文献

松岡克善, 他: 医学と薬学 74 (6) : 717-726, 2017.

検体回収容器について

弊社では、便中カルプロテクチン測定用の便検体提出容器セット*をご用意しておりますので、検体の採取および提出時にご利用下さい。

※容器番号：33番／カルプロテクチン採便セット（新設）

（検体採取容器に関してのご質問等は、弊社担当営業員までお願い致します。）

①採取容器



②採便シート



③提出時の収納袋



検体採取方法について

①便器の水相が隠れるように、採便シートを置いて下さい。

採便時に尿が混入しないよう、採便シートを置く前に排尿は済ませて下さい。

（採便シートは、5分程度は水に溶けず採便が可能です。長時間になると水に溶けるのでご注意ください。）

②敷いた採便シート上に排便して下さい。

③採取容器の蓋（裏側がサジ状になっている）で、シート上の便をすくい取って下さい。

採取量は小指の第一関節程度の大きさを採取して下さい。下痢便、水様便も同じくらいの体積（量）が必要です。また、月経期間中および痔ろうなど血液が混入した便でのご提出は控えて下さい。

（使用後の採便シートは、そのまま水で流すことが可能です。）

④容器の蓋ですくい取った便をそのまま容器本体に入れて蓋をして下さい。

⑤糞便の入った採取容器を収納袋に入れ、チャックを閉めて下さい。

患者さんが自宅で採取する際は、病院へ提出されるまでの間、冷暗所にて保管して下さい。

（便採取は、通院の当日もしくは前日に行ってください。）

【採取手順】

①



② ③



④



⑤



